

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第538号）

2021年2月26日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

金融政策

商業銀行のオンライン融資業務の更なる規範化に関する中国銀保監会弁公庁の通知
(中国銀行保険監督管理委員会、02/20)

銀行保険機関レピュテーションリスク管理弁法(試行)(中国銀行保険監督管理委員会、02/18)

違法集金の防止及び処分条例(国務院、02/10)

地方政策

『上海市における新エネルギー自動車の購入・使用奨励の実施弁法』の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知(上海市政府、02/10)

『北京・天津税関におけるビジネス環境の更なる最適化による対外貿易の便利化促進の若干措置に関する公告』の発布に関する通知(北京市商務局等、02/10)

■ 注目トピックス

近年、一部のインターネット金融業者は金融機関との連携により、融資規模が急拡大しています。当局は金融規制の回避により、行き過ぎた業容拡大に走っているインターネット金融業者及び地方銀行等に警戒し、昨年から関連政策を相次ぎ打ち出し、銀行絡みのネットレンディングの規制強化に動き出しています。今回発表の『商業銀行のオンライン融資業務の更なる規範化に関する中国銀保監会弁公庁の通知』はその一環です。正式実施までの猶予期間が約1年間となりますが、金融業界への影響が大きいため、今後の出方を見守る必要があると思われます。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

金融政策

商業銀行のオンライン融資業務の更なる規範化に関する中国銀保監会弁公庁の通知

(原文：中国银保监会办公厅关于进一步规范商业银行互联网贷款业务的通知)

銀保監弁発 [2021] 24号

中国銀行保険監督管理委員会 2021年2月20日公布

【主要内容】

- 商業銀行による『商業銀行オンライン融資管理暫定弁法』（2020年7月発布。以下、暫定弁法）の徹底実施を推進するため、商業銀行に対し以下の規定を定めている
 - ① 銀行が融資前、融資中、融資後の管理における重要な業務を外注することを禁止する
 - ② 銀行が第三者と連携しオンライン融資を共同実施する場合、1件当たり融資金額における第三者の出資比率は30%を下回ってはならない
 - ③ 銀行が第三者と連携しオンライン融資を共同実施する場合、単一の第三者（その関係者を含む）との共同融資残高は銀行のTier1資本の25%を超えてはならない
 - ④ 銀行が第三者と共同実施したオンライン融資の残高は合計で、銀行の貸出残高全体の50%を超えてはならない
 - ⑤ 地方の銀行法人がオンライン融資業務を展開する場合、地元の顧客を対象にサービスを提供しなければならない。地域を跨ぐ業務展開を禁止する。実店舗を持たず、オンライン業務を中心とする、かつ銀保監会が定めたその他の条件を満たす場合を除く
- 上記②と⑤は2022年1月1日より実施する。他の規定につき、事前準備のための猶予期間は暫定弁法と同じで2022年7月17日までとする
- 銀保監会及び出先機関は管轄対象となる銀行に対し、その経営管理、リスクレベル、業務展開などの状況に基づき、融資時の出資比率や、融資残高の比率、総量規制につき、本通知より厳格な基準を求めることが可能である
- 外国銀行の支店や、信託会社、消費者金融会社、自動車金融会社によるオンライン融資業務の実施については、本通知と暫定弁法を適用する。銀保監会が別途で規定する場合を除く

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=967445&itemId=926>

銀行保険機関レピュテーションリスク管理弁法（試行）

(原文：銀行保险机构声誉风险管理办法（试行）)

中国銀行保険監督管理委員会 2021年2月18日公布・実施

【主要内容】

- 中国銀行保険監督管理委員会は『商業銀行レピュテーションリスク管理手引き』（銀監発 [2009] 82号）と『保険会社レピュテーションリスク管理手引き』（保監発 [2014] 15号）を改定、統合し、『銀行保険機関レピュテーションリスク管理弁法（試行）』として発布した
- 適用対象について、従来の商業銀行（外資系銀行を含む）、保険会社に加え、信託会社や、保険グループ（持株）会社、中国銀行保険監督管理委員会及び出先機関が設立を認可したその他の金融機関を追加した
- 銀行保険機関はレピュテーションリスクにおけるコーポレートガバナンスの役割を強化し、董事会（取締役会）、監事会（監査役会）、上級管理層、レピュテーションリスク管理部門、その他の機能部門、拠点及び子会社の職責分担を明確にし、健全なレピュテーションリスク管理体制を構築しなければならない
- 銀行保険機関の董事会、監事会及び上級管理層は、それぞれレピュテーションリスク管理の最終責任、監督責任と管理責任を負う。董事長或いは主要責任者は第一責任者である
- 董事会は、レピュテーションリスク管理戦略と全体的な目標を策定し、レピュテーションリスクの状況を把握し、上級管理層によるレピュテーションリスク管理の実施を監督する

- 上級管理層は、レピュテーションリスク管理体制を構築し、重要事項に対するレピュテーションリスクの対応案を策定し、レピュテーションリスク管理評価を少なくとも年1回実施する
- 銀行保険機関は、レピュテーションリスク管理部門を設置し、相応な経営資源を充てなければならない
- 銀行保険機関は、レピュテーションリスク監視体制を構築し、信用リスクや、保険リスク、市場リスク、流動性リスク、オペリスク、カントリーリスク、金利リスク、戦略的リスク、ITリスク等との関連性を十分に考慮し、レピュテーションリスクを速やかに検出・識別しなければならない
- 銀行保険機関は風評事件の予防・処理状況を評価対象に盛り込み、関係部門及び責任者に対する考課と責任追及を強化しなければならない
- 銀行保険機関はレピュテーションリスク管理を内部監査の対象に盛り込み、レピュテーションリスク管理の規範性と有効性を定期的に評価しなければならない

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=967210&itemId=926>

違法集金の防止及び処分条例

（原文：防范和处置非法集资条例）

国令第 737 号

国务院 2021 年 2 月 10 日公布、2021 年 5 月 1 日実施

【主要内容】

- 本条例でいう違法集金とは、国务院金融管理部门の許可無しまたは国の金融管理規定に違反し、元利金の返済或いはその他の投資収益を承諾する等の方法で、不特定の対象から資金を集める行為を指す
- 一般企業や個人事業者は、登録名称及び事業内容において「金融」、「交易所」（取引所）、「交易中心」（取引センター）、「理财」、「财富管理」（ウェルスマネジメント）、「股权众筹」（クラウドファンディング）等の文字と内容を含んではならない（法令規則や国による別途規定がある場合を除く）
- 当局は違法集金の疑いがあるインターネット情報及びウェブサイト、モバイルアプリ等への監視を強化する
- いずれの事業者及び個人は、資金集めに関連する内容を含む広告を掲載するまたはその他の方式で社会公衆に対し資金集めを宣伝してはならない（国による別途規定がある場合を除く）
- 金融機関及び非銀行決済事業者は、違法集金を防ぐために、以下の措置を取らなければならない
 - ① 健全な内部管理制度を確立し、拠点及び従業員による違法集金への参与を禁止し、第三者による営業場所や、販売チャネルの利用を通じた違法集金の展開を防止する
 - ② 社会公衆に対し違法集金を防ぐための宣伝教育を強化し、営業場所の目立つ位置に注意標識を設置する
 - ③ 法に基づき大口取引及び疑わしい取引報告制度を厳格に実施し、違法集金に係る疑いがあり、資金移動が異常な口座に対し分析・識別を行い、関連状況を遅滞なく所在地の国务院金融管理部门の支店、出先機関等に報告する
- 当局は、以下の違法集金の疑いがある行為に対し調査を実施する
 - ① インターネット企業、投資或いは投資コンサルティング企業、各種の取引所或いはプラットフォーム、農民專業合作社、共同組合等を設立して資金を集める
 - ② 株式、債権の取引、ファンドの募集、保険商品の販売または各種のアセットマネジメント、仮想通貨、ファイナンスリース業務等の名義で資金を集める
 - ③ 商品の販売、サービスの提供、事業投資等のビジネス活動において、金銭、株式、現物等のリターンを約束する形で資金を集める
 - ④ 法令規則に違反し、マスコミ、SNS等を通じ資金集めの情報を社会公衆に発信する
 - ⑤ その他の違法集金の疑いがある行為

当局は上記の行為に対し、立入検査や、事情聴取、関連資料・データの調べ、複製、関連口座の調査等を実施することが可能である

- 違法集金への処分方法について、当局は以下の措置をとることが可能である
 - ① 営業場所の閉鎖や、資産の差押え
 - ② 違法集金者及びその協力者に対し、資金返還のための資金回収や関連資産の売却を命じる
 - ③ 違法集金の関係者或いは違法集金者の支配株主、実質的支配者、役員、上級管理者等の責任者の出国を制限する
- 刑事責任の追及において、違法集金行為に対する行政機関の調査・判断は必須ではない。犯罪行為の疑いが発覚すれば、遅滞なく公安機関に移送しなければならない
- 違法集金者及びその協力者は違法集金の参加者に対し集めた資金を返還しなければならない。違法集金への参加で被った損失は、違法集金の参加者が自ら負うものとする
- 本条例は違法集金者及びその協力者、金融機関、非銀行決済事業者、インターネット事業者、職責を怠る公職者等への罰則も明記している
- 国務院が1998年7月13日に発布した『違法金融機関及び違法金融業務活動の取締弁法』は廃止となる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-02/10/content_5586632.htm

地方政策

市发展改革委等5部門が策定した『上海市における新エネルギー自動車の購入・使用奨励の実施弁法』の発表に関する上海市人民政府弁公庁の通知

（原文：上海市人民政府办公厅关于转发市发展改革委等五部门制订的《上海市鼓励购买和使用新能源汽车实施办法》的通知）

滬府弁規〔2021〕3号

上海市人民政府弁公庁 2021年2月10日公布、2021年3月1日実施

【主要内容】

- 『新エネルギー自動車産業発展計画（2021～2035年）』（国務院弁公庁が2020年11月に発布）の方針に基づき、上海市の发展改革委が、経済情報化委員会、商務委員会、交通委員会、公安局と共同で『上海市における新エネルギー自動車の購入・使用奨励の実施弁法』（以下、実施弁法）を策定した
- 実施弁法の適用対象となる新エネルギー自動車につき、国の『新エネルギー自動車応用普及の推薦車種目録』等に列記されている、または上海市の管理規定に適合する純電気自動車、プラグインハイブリッドカー（PHEV、航続距離延長型電気自動車「EREV」を含む）及び燃料電池自動車（輸入の新エネルギー自動車を含む）が挙げられる。公共バスや、タクシー用の新エネルギー自動車は適用対象外とする
- 上海市は燃料電池自動車の応用を支援する。関連の補助金政策は別途制定する
- 新エネルギー自動車を購入した消費者（非事業用、専用ナンバープレートで登録した新エネルギー自動車を保有しない）は専用ナンバープレートを無料で受領することが可能である。しかし、2023年1月1日以降、プラグインハイブリッドカー（航続距離延長型電気自動車を含む）の購入に対し専用ナンバープレートの発給を停止する
- プラグインハイブリッドカー（航続距離延長型電気自動車を含む）を購入する消費者は専用ナンバープレートを申請する際、以下の条件を満たす必要がある
 - ① 市内で安全・技術基準に適合する充電施設1カ所を設置している
 - ② 個人は非事業用のバスを持っておらず、非事業用のバスとして自動車（オートバイを含まず）を登録したことがない
- 実施弁法は2021年3月1日より施行する。有効期間は2023年12月31日までとする

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20210210/432b54af74bb48b093d6b0108b2eb286.html>

『北京・天津税関におけるビジネス環境の更なる最適化による対外貿易の便利化促進の若干措置に関する公告』の発布に関する通知

(原文: 关于印发《关于进一步优化京津口岸营商环境促进跨境贸易便利化若干措施的公告》的通知)

京津聯合公告第 8 号

北京市商務局等 2021 年 2 月 10 日公布

【主要内容】

- 2021年1月1日より輸入制限類の原材料として利用可能な固体廃棄物の輸入許可証の申請受理と認可を停止する
- 2021年1月1日より暗号化商品及び暗号化技術関連設備の輸入許可証と商業用暗号化商品の輸出許可証を「軍民両用品及び技術輸出入許可」として統合し、北京及び天津における軍民両用品（デュアルユース品）の輸出入許可証の申請・受領と通関作業はペーパーレスで行われる
- 通関業務における「2段階申告」の適用対象にコモディティやトランジット貨物の取り扱いを追加する。企業による「事前申告」や「2段階申告」等の利用を奨励し、通関時間を更に短縮させる
※「2段階申告」とは、通関手続きを「概要申告」、「完全申告」という2段階に分け、第1段階において簡単な申告を行えば貨物の引き取りをすることができるようにするものである
- 通関業務における与信管理のレベルを高め、AEO事業者や、納税担保免除企業を拡大する。北京と天津におけるAEO事業者に対する利便化措置の相互承認を推進し、北京と天津の税関においてAEO事業者に対し専門窓口を設ける
- 北京と天津税関において、企業のニーズに基づき、税関を跨ぐ貨物引取（条件付き）、共同検査などの業務を行う
- 北京の空港と天津の港湾を結ぶ一体化した対外貿易通関システムを作り上げる。通関業務におけるブロックチェーン技術の利用を拡大し、通関業務の効率化を図る
- 単一窓口による輸出税還付業務の完全対応を実現する
- 天津港において「5Gスマート港湾」の建設を加速させ、自動運転コンテナ車などの利用拡大により無人化作業を更に浸透させる。モバイルアプリを利用しトラックを予約できるようにし、入港時の「直取り」と出港時の「直積み」の推進に注力する
- 2021年1月1日より港湾建設費の徴収を停止する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202102/t20210210_2281769.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。